

第 10 表 租 税 特 別 措 置 法 関 連 項 目 (参 考)

(その1)

所得者区分	事業所得者等の特別控除関連									
	試験研究を行った場合の所得税額の特別控除		中小事業者が機械等取得した場合の所得税額の特別控除		地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等取得した場合の所得税額の特別控除		地方活力向上地域等において特定建物等取得した場合の所得税額の特別控除		地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除	
	措法10		措法10の3		措法10の4		措法10の4の2		措法10の5	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	5	20	5,089	1,078	-	-	-	-	-	-
事業所得者	3	20	4,906	1,051	-	-	-	-	-	-
不動産所得者	-	-	44	3	-	-	-	-	-	-
給与所得者	-	-	77	12	-	-	-	-	-	-
雑所得者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の区分に該当しない所得	2	0	62	12	-	-	-	-	-	-

所得者区分	事業所得者等の特別控除関連(続)											
	特定中小事業者が特定経営力向上設備等取得した場合の所得税額の特別控除		給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除		認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除		事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除		所得税の額から控除される特別控除額の特例		合 計	
	措法10の5の3		措法10の5の4		措法10の5の5		措法10の5の6		措法10の6		人員	金額
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	187	73	36,575	13,258	-	-	-	-	1,685	887	43,541	15,316
事業所得者	181	72	35,282	13,005	-	-	-	-	1,626	876	41,998	15,024
不動産所得者	-	-	350	49	-	-	-	-	12	1	406	53
給与所得者	2	1	515	86	-	-	-	-	26	5	620	104
雑所得者	4	0	86	15	-	-	-	-	4	0	94	15
他の区分に該当しない所得	-	-	342	102	-	-	-	-	17	3	423	117

(その2)

所得者区分	住宅関係特別控除関連											
	住宅借入金等特別控除		特定増改築等住宅借入金等特別控除		住宅耐震改修特別控除		住宅特定改修特別税額控除		認定住宅等新築等特別税額控除		合 計	
	措法41		措法41条の3の2		措法41条の19の2		措法41条の19の3		措法41条の19の4		人員	金額
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	230,707	49,939	-	-	322	57	1,366	299	918	411	233,313	50,706
事業所得者	59,054	11,652	-	-	164	22	277	34	303	75	59,798	11,783
不動産所得者	13,696	2,759	-	-	43	9	274	51	153	43	14,166	2,862
給与所得者	146,673	33,442	-	-	47	10	582	171	275	190	147,577	33,813
雑所得者	3,415	516	-	-	23	2	120	11	62	15	3,620	544
他の区分に該当しない所得	7,869	1,570	-	-	45	14	113	32	125	89	8,152	1,705

(その3)

所得者区分	寄附金特別控除関連							
	政党等寄附金特別控除		認定NPO法人等寄附金特別控除		公益社団法人等寄附金特別控除		合 計	
	措法41の18②		措法41の18の2②		措法41の18の3		人員	金額
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	7,677	159	77,791	1,341	121,506	3,805	206,974	5,305
事業所得者	884	12	9,199	162	13,941	327	24,024	501
不動産所得者	2,092	37	15,886	260	26,352	534	44,330	831
給与所得者	2,900	56	37,393	579	58,845	1,295	99,138	1,930
雑所得者	1,060	19	7,774	103	11,688	172	20,522	294
他の区分に該当しない所得	741	35	7,539	237	10,680	1,478	18,960	1,750

(注) 第10表は調査項目に関する標本が僅少なため参考値であり、第1～9表とも関連しない。